

作成に当たっての注意事項

- 1 今回の調査は、第3回所要額調査（令和6年3月26日付け5高福第4916号）で回答いただいた事業の変更（単価改定及び補助率の導入を含む）及び昨年度末終期とされていた『介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業』、『介護施設等の大規模修繕にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援』、『介護職員の宿舎施設整備事業』（以下「継続3事業」という）の実施意向等を確認するものです。該当の有無に関わらず回答をお願いします。

なお、今回の結果を踏まえ、令和6年度の内示を行います。
- 2 所要額を見込むに当たり、前回回答以降、公募不調や事業所からの申し出等による補助対象事業の減や事業計画の変更が生じたものについては、必ず反映させ、朱書きで回答してください。

なお、既に令和6年度当初予算編成が終わっていることから、単価改定等及び継続3事業以外の増額・追加事業は認められません。

また、事業を取り下げる場合は、行全体から削除し、ファイルの別ページにある「取り下げ事業一覧」に事業名、理由等を記載してください。
- 3 大規模施設（特養、老健、介護医療院、ケアハウス、養護、介護付きホーム）に対する施設開設準備経費等支援事業及び災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業並びに災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業（政令・中核市を除く。）、定期借地権設定のための一時金支援事業以外は市町村補助事業となります。
- 4 当該補助金における市町村事業については、市町村が実施した補助事業に対し、県が補助するものです。所要額の調査にあたっては、管内の施設及び事業所には、市町村の補助要綱等を示し、それに基づいて確認を行っていただき、県への協議としてください。
- 5 本補助金の財源である地域医療介護総合確保基金（整備分）の令和6年度国予算が対前年度比で大幅な減額（△100億円）となっており、国への協議に当たっては優先順位をつけて検討を行うことが記載されております。

このことから、必ず優先順位を附番してください。空欄や同一順位を附番した場合、上段記載の事業が優先順位を高くされたものとみなします。
- 6 各事業における対象施設のうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、介護付きホームについては、補助基準額は指定を受ける床数としてください。

- 7 災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンにおいて、新規整備（創設（開設）・増築（床）・改築（再開設）・増改築）する介護施設等を対象とする事業は、例外要件を満たす場合を除き補助対象外となります（交付要綱第5条（4）、（5））。

作成に当たっては、新規整備予定の施設等の所在地について、当該区域の該当有無を災害区域図等で確認し、該当する場合には例外要件を満たすことが見込まれることを確認してください。

- 8 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、「地域密着型サービス等整備助成事業」の補助対象外となります（交付要綱第5条（1）ウ）。

- 9 同一施設・事業所において、過去に既に実施済み又は令和5年度実施の事業を重複して申請することはできません。

- 10 本補助金を活用して整備した施設・設備（補助対象財産）を交付の目的に反して使用・譲渡・交換・貸し付け・担保に供し又は取り壊す等する場合、財産処分による補助金の返還が発生する可能性があります。この点、活用を希望する事業者に周知いただき、将来的な事業の継続の見通しを考慮の上、回答いただきますようお願いします。

- 11 7月8日現在、国要綱の改正文が未達のため、要綱案により調査を実施します。このため、令和6年度の事業実施や補助額を担保するものではありません。

なお、調査期間中に国要綱が正式に改正された場合は、速やかに県要綱の改定手続きを執り、新たな県要綱を送付いたします（その場合は、本調査に置ける「国要綱案」は「県要綱」と読み替えてください）。

介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 整理表

事業名	概要	補助対象の考え方
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	感染症の2次感染リスクを低減させるため、装置の設置及び簡易的なダクト工事等により、ウイルスが外に漏れないよう気圧を低くした居室(陰圧室)に変える装置の設置に係る経費の支援。	○設置式、テント内での陰圧室も可であるが、陰圧装置を設置している室内等において、陰圧室としての機能を有するようにするためにダクト工事が必要である場合は、同工事の実施は必須であること。 ○空気清浄機・エアコン等、陰圧機能を有しないものは対象外。 ○空気清浄機能と陰圧装置が一体となった装置でも可だが、主として空気清浄機として使用されるものは対象外。 ○令和5年8月31日付け5高福第2718号の取扱いを遵守すること。
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	ユニット型の施設において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置することに係る経費の支援。	○玄関室設置ではない整備は対象外。 ○消毒液を設置する棚、消毒液等の備品は補助対象外。 ○玄関室設置以外の整備(各ユニット内部の動線分離等)は対象外。 ○ユニット型の指定を受けていない施設であっても、ユニット型構造※であり、ユニット入口への玄関室設置がゾーニングとして適当であると考えられる場合は、その他の施設種別においても認める。 ※本事業におけるユニット型構造は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 第35条第4項(平成11年厚生省令第46号)の規程に準ずるものとする。
従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	新型コロナウイルス感染症が発生した際に、感染者(入所者)と非感染者(入所者)の動線を分離(汚染区域と清潔区域を明確に区分)することを目的として行う従来型個室・多床室の改修等を行う事業に対する経費の支援。	○仕切り設置に係る工事費、トイレ等の増設に係る改修等は対象。 ○入所者同士の動線分離にはあたらな改修等は補助対象外。 ・感染者に対応する職員とその他職員の動線分離等 ・空気清浄機等の備品 ・施設内の消毒、抗菌等にかかる経費 ・防護服着脱のための玄関室の設置

		<p>(対象事業の例)</p> <p>入所者に感染者または濃厚接触者が発生した場合に、感染者と非感染者の動線を分けることができるよう、廊下に仕切りを設け、トイレ、洗面所等を増設する。感染者が発生した場合、仕切りを境界として汚染区域、清潔区域の区域分けを行う。</p>	
<p>家族面会室の整備等経費支援</p>	<p>介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備するための事業に対する経費の支援。</p> <p>(対象事業の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 方向から出入りできる家族面会室の設置 ・ 家族面会室の複数設置や拡張 ・ 家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置 ・ 家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置 ・ 家族面会室がない場合の新規整備 	<p>○新規整備の場合は、家族と利用者が接することがないよう面会室の出入り口を複数設けること。</p> <p>○面会室設置以外の経費は補助対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 机、椅子、消毒液を設置する棚、消毒液等の備品購入費 ・ 老朽化した床や壁等の補修等既存設備の修繕に係る経費 <p>○簡易陰圧装置の設置にあたっては、「介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業」と同様の取り扱いとする。</p> <p>○空気清浄機やエアコンは対象外。</p> <p>○設置式の面会室については、面会者と施設内入居者等の導線を分離した上で、簡易陰圧装置又は換気設備等により、汚染された空気が施設内に流入しないよう場所に設置できることを前提に可とする。</p>	